

■医科診療報酬点数表関係より歯科診療報酬にも係ると思われる項目を抜粋

【うがい薬】

（問51） うがい薬のみ投与された場合、当該うがい薬に係る処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料が算定できない規定となったが、治療目的でうがい薬のみ投与された場合は算定できると考えてよいのか？

（答） そのとおり。処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料は算定できる。

【明細書無料発行】

（問52） 届け出た改修時期を超えて改修しなかった場合どうなるか。

（答） 地方厚生（支）局長に改めて改修時期を届け出ていただく。

（問53） 1,000円を超える場合の根拠については患者に説明する必要があるか。

（答） 1,000円を越える場合は院内掲示が必要となるが、患者の求めに応じて説明を行うこと。

【消費税】

（問55） 徴収する額がすべて変わることになるが、選定療養費分など各厚生局に届け出ている額については、改めて各厚生局への届出が必要となるか。

（答） 各厚生局に届け出ている額について変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある。